

事業ごみのガイドブック

**事業ごみの適正処理と
減量化・再資源化を進めるために**



令和3年6月
南魚沼市・湯沢町

目 次

事業ごみの適正処理

○ごみ（廃棄物）の分類	3
○事業者の責務と留意点	4
○事業所ごみの処理方法	5
○事業ごみの種類・分別・出し方	6
産業廃棄物	7
可燃ごみ・可燃性粗大ごみ	13
不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	14
剪定枝（枝木）	15
古紙類	16
○リサイクルの主役は古紙	17
○事業所内で回収ボックスを設置しましょう	18
○事業ごみの分類表（南魚沼市処理施設）	19

資料編

○事業系ごみ処理手数料と施設受入時間	24
○一般廃棄物処理業許可業者	26
○産業廃棄物処理業許可業者	28
○資源物処理業者	29
○マニフェスト	30

はじめに

地球環境問題に大きな関心が高まっている昨今、事業所（者）である会社や企業、事務所、店舗、工場などが環境問題にどのように取り組んでいるのか注目を集めています。

現在、南魚沼市環境衛生センター（可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設）へ搬入されるごみ量の約4割を事業ごみが占めています。

その中にはリサイクルできるものがたくさんあり、循環型社会を進めていくためには、事業所におけるごみ減量化の取り組みが不可欠です。

この度、南魚沼市と湯沢町の事業所におけるごみの正しい処理や、ごみの減量化・リサイクルをより一層推進するためガイドブックを作成しました。

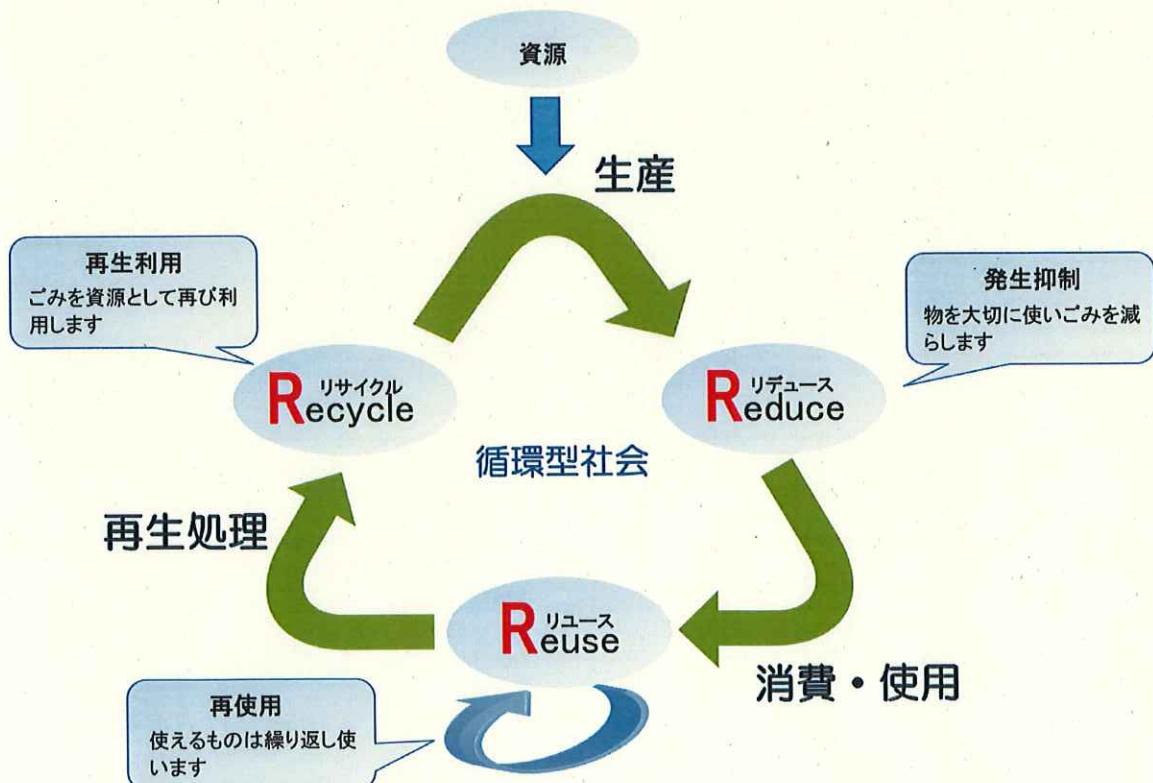
環境にやさしい事業所を目指して、積極的に3Rを実践しましょう。

※

※3Rとは、循環型社会を形成するために必要な3つの要素である、

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字「R」をとった言葉です。

具体的には、① ごみになるものを減らし（リデュース）、
② 使えるものは繰り返し使い（リユース）、
③ 使えなくなったものを資源として再び利用する（リサイクル）ことを指します。

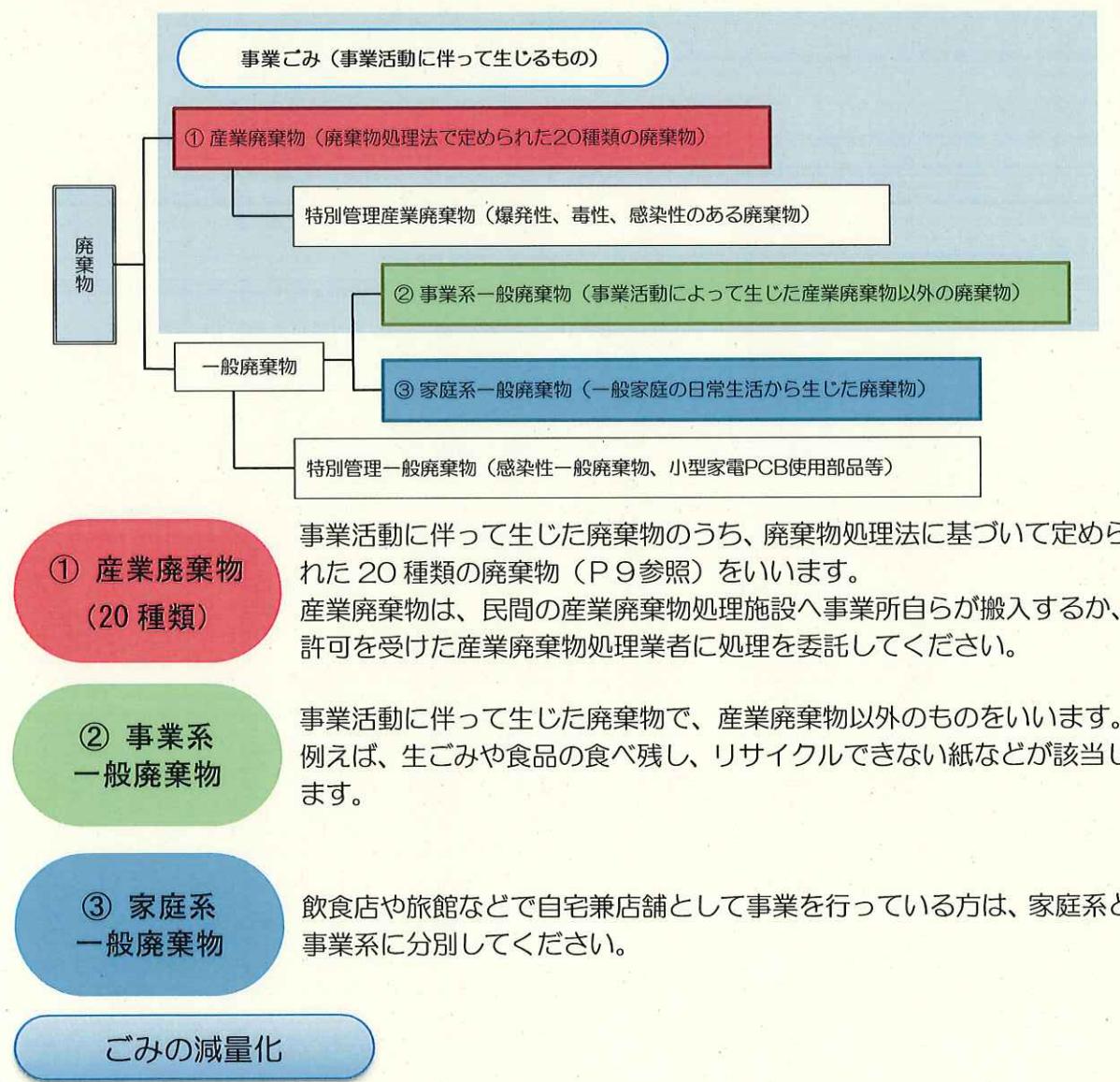


事業ごみの適正処理

ごみ（廃棄物）の分類

ごみ（廃棄物）は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大別され、産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物になります。一般廃棄物は、家庭から出る「家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）」と、会社、事業所や工場などから出る「事業系一般廃棄物」に分けられます。このうち、事業活動に伴って生じる産業廃棄物や一般廃棄物を「事業ごみ」といいます。

事業ごみは、事務所、店舗、飲食店、旅館、工場など、営利を目的とする活動だけではなく、病院、学校、官公署、福祉施設など、広く公共サービス等を行っている施設も含めて、全ての事業活動から発生するごみが該当します。事業ごみの中には再生利用が可能なものが数多くありますので、分別を徹底することで事業所としてのごみ処理費用を減らし、より一層のリサイクルを推進できます。



ごみ処理を考えるうえで一番大切なことは、ごみの減量化です。

ごみを処理するためには、収集運搬、処分、リサイクルの各過程で費用がかかり、石油や電気など多くのエネルギーを消費します。

ごみを減量化することでこれらの処理費用を削減することができ、事業所のイメージアップにもつながります。まずは、ごみを必要以上に出さないこと、分別を徹底することが重要です。

事業者の責務と留意点

■ 事業ごみは 事業者自らの責任で処理してください！

事業者は自己の責任において事業ごみを処理しなければならないことになっています。

このため、南魚沼市では事業ごみの収集を行っていません。

事業者は家庭ごみ集積所に事業ごみを出すことはできません。

【 ポイント】

法律により、事業者は全ての事業ごみを自らの責任において、適正に処理することが義務付けられています。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(法律第3条第1項)」

■ ごみ処理を依頼する場合は許可業者に依頼してください！

不用品を引き取る宣伝をしながら回収している業者がいます。処分を依頼したら料金を請求されたなど、苦情や相談が数多く寄せられていますので、注意してください。

【 ポイント】

廃棄物処理業の許可がない者にごみの収集運搬や処分を委託すると、依頼した事業者も5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金または両方が科せられる場合があります。(法律第25条)

ごみのチェック

事業所などから持ち込まれたごみについては、処理施設内でチェックを実施しています。

作業員がごみの内容を点検し、産業廃棄物などの不適切なごみが混入していた場合は、排出した事業者に分別の徹底について指導を行っています。

混入については減少傾向にありますが、まだ十分とは言えません。

産業廃棄物を事業系一般廃棄物として処理することは違法行為に当たるため、分別を徹底し、事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入しないようにしてください。

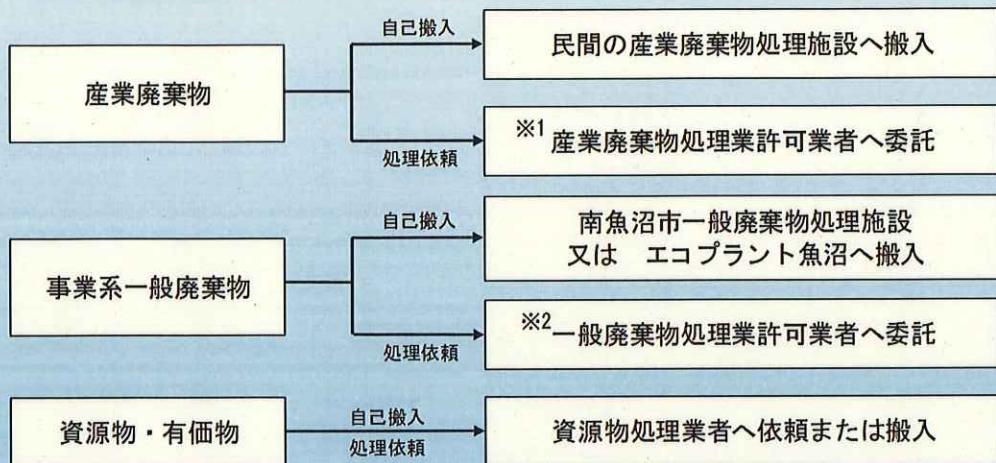
ごみ処理料金と事業用指定ごみ袋

事業系一般廃棄物を自ら南魚沼市処理施設又はエコプラント魚沼に搬入する際は、事業用指定ごみ袋を使用することができます。指定ごみ袋の料金には処理料金が含まれているため、無料で搬入ができます。指定ごみ袋以外で搬入する場合はごみの重さで処理料金がかかります。(ごみ処理手数料と指定ごみ袋の料金についてはP24 参照)

なお、廃棄物処理業者に処理依頼をする場合の料金は、各業者にご確認ください。

事業ごみの処理方法

ごみ処理方法



※1 委託できる産業廃棄物の種類が許可業者によって異なりますのでご注意ください。

【産業廃棄物の許可業者 新潟県のウェブサイト】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1356778403222.html>

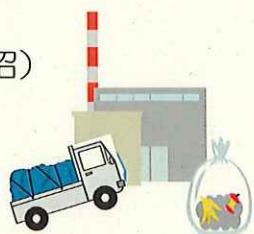
※2 委託できる一般廃棄物の種類が許可業者によって異なりますのでご注意ください。 (P26)

■ ① 自己搬入 ⇒ 事業者自らが処理施設へ持ち込む

産業廃棄物は、産業廃棄物処分業の許可 (P28 参照) を受けた処理施設へ持ち込むことができます。

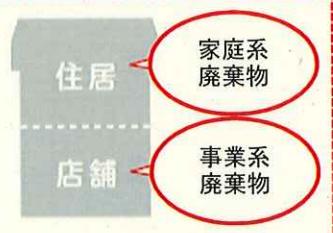
事業系一般廃棄物は、南魚沼市処理施設 (大和地域はエコプラント魚沼) または一般廃棄物処分業の許可 (P26 参照) を受けた処理施設へ持ち込むことができます。

なお、処理施設へ持ち込む場合は、持ち込める種類 (品目) が限定されている場合がありますので、事前に処理施設へ確認してください。



【! ポイント】

- 住居と店舗が同じ建物の場合は、ごみを家庭系と事業系に分別して処理してください。
事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません。
- 産業廃棄物を処分する際は、マニフェストが必要です。



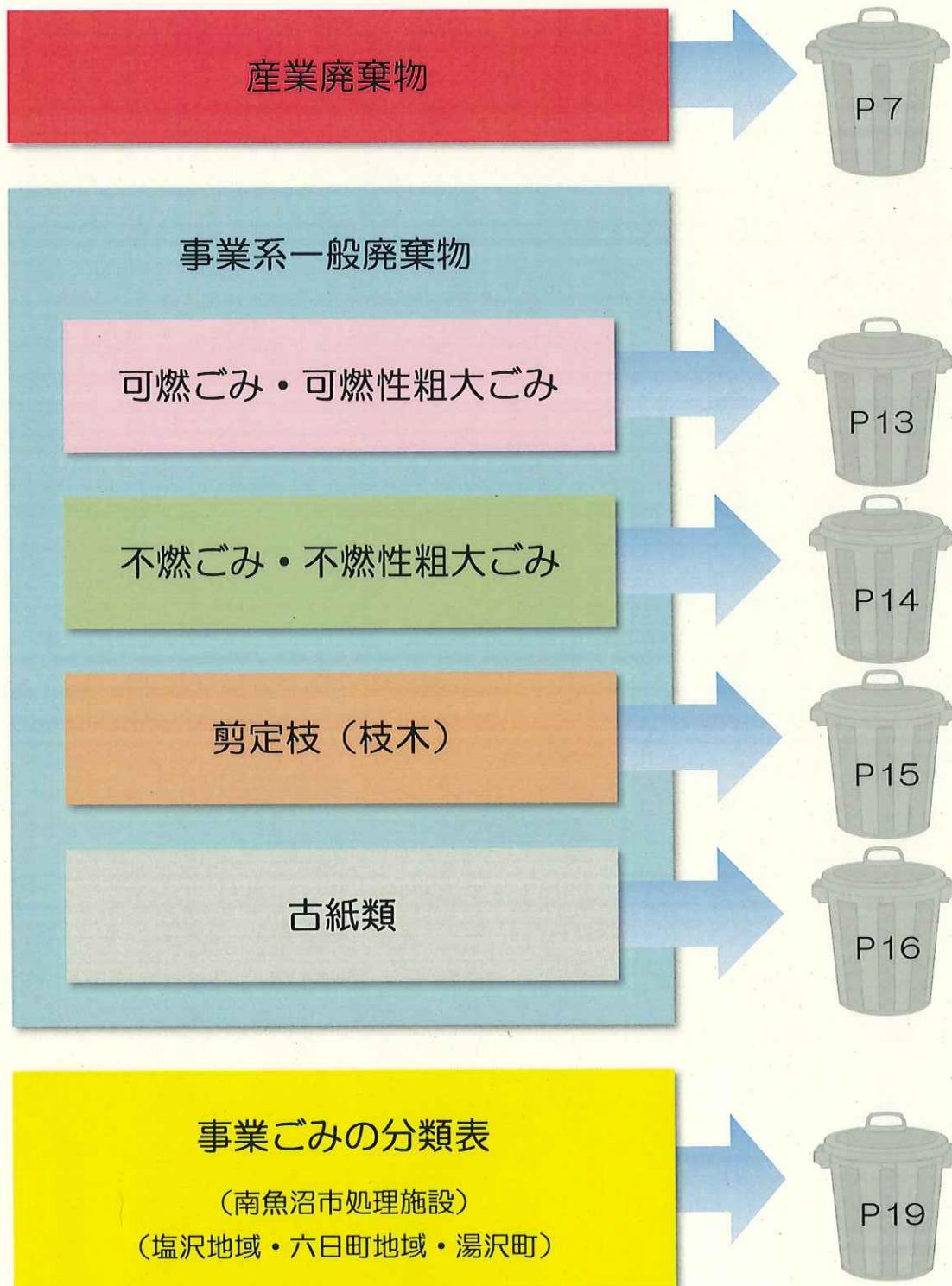
■ ② 処理依頼 ⇒ 廃棄物処理業許可業者に委託する

ごみの収集運搬・処分を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けている業者 (P26~28 参照) と契約をしてください。



事業ごみの種類・分別・出し方

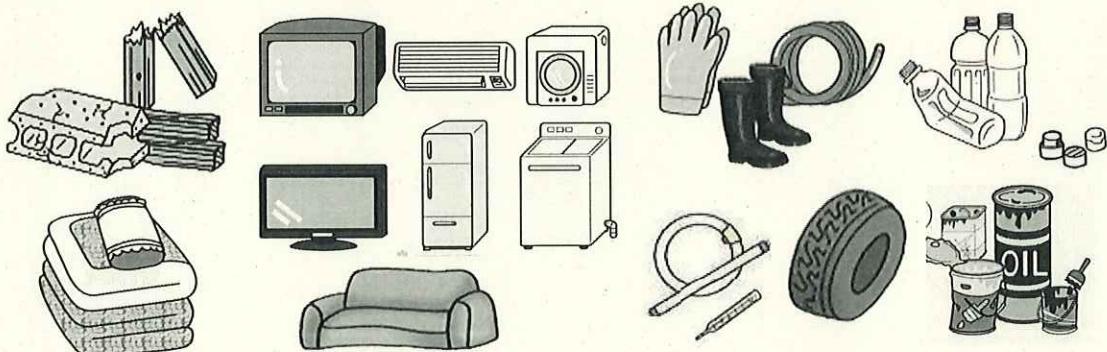
事業ごみの種類・分別・出し方については、種類ごとに各ページに詳しく掲載しています。



産業廃棄物

対象となるもの

燃え殻、廃油、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずなど、廃棄物処理法で定められた20種類（P9参照）の廃棄物



主な分類例

廃プラスチック類

ペットボトル、クリアファイル、プラスチック製の蓋、弁当・カップ麺の容器、トレイ、発泡スチロール、ナイロン袋、塩化ビニル管、水道ホース、マルチ、ふとん、合成ゴム（手袋、長靴など）、スタイル畳、水性塗料など

金属くず類

空き缶、鉄筋、鉄板、脚立、ハンマー、画鋲、釘、銅線、針金、スコップやパイプ・机・棚などの鉄鋼・金属類・アルミ類・スチール類など

ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず・がれき類など

空きびん、ガラス、鏡、陶器類、タイル、レンガ、石膏ボード、コンクリートブロック

廃プラスチック・金属・ガラス・陶磁器くず・廃油などの一体製品

電気コード、蛍光灯（管）、白熱電球、LED電球（灯）、水銀体温計、電子体温計、特定家庭用機器（廃家電4品目）、小型家電製品、油性塗料など

産業廃棄物であっても、マニフェストを添付するなど、条件付きで南魚沼市処理施設へ搬入できる品目もあります。（P19「事業ごみの分類表」参照）
処理を委託する場合は一般廃棄物の許可業者ではなく、産業廃棄物の許可業者へ委託してください。

出し方

●自ら処理施設へ持ち込む場合

- ・事業者自らが産業廃棄物処理施設へ産業廃棄物を持ち込むことができます。

●収集運搬・処分を委託する場合

- ・自分で産業廃棄物処理施設へ持ち込めない場合、産業廃棄物処理業者（新潟県ウェブサイト <http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1356778403222.html>）に収集運搬及び処分を委託してください。

ポイント

●産業廃棄物でも、ペットボトル、空きびん、空き缶、金属類は、分別することで資源物・有価物になります。

●産業廃棄物を排出する事業者は、処理業者と事前に産業廃棄物の処理委託に関する契約を締結する必要があります。

- ・収集運搬と処分を異なる業者に委託するときは、別々に契約が必要です。
- ・委託契約は書面で締結するようにしてください。（契約書は5年間保管）
- ・収集時間、収集回数、委託費用など、許可業者と契約内容を相談してください。
- ・処理施設への受け入れ（処分依頼）は、搬入品目などの確認が必要です。

●産業廃棄物処理業の許可是「収集運搬業許可」と「処分業許可」があります。委託契約をする際には許可内容と有効期限を必ず確認してください。

許可がない者にごみの収集運搬や処分を委託すると、依頼した事業者も罰せられる場合があります。

●排出の際には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）が必要です。

マニフェストについては、P30を参照してください。

毎年6月末までに、その前年度に交付したマニフェストの交付実績を産業廃棄物管理交付等状況報告書に記載して、新潟県知事に報告することが義務付けられています。

●廃消火器、パソコン、特定廃家電4品目などは、購入した販売店や製造したメーカー等へ廃棄方法についてお問い合わせください。

下記以外の品物でも、メーカーで自主回収している場合があります。

- ・廃消火器

株式会社 消火器リサイクル推進センター (<http://www.ferpc.jp/>)

- ・パソコン

社団法人 パソコン3R推進協会 (<http://www.pc3r.jp/>)

- ・特定廃家電4品目

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
(http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_index.html)

■ 産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは、廃棄物処理法に基づいて定められた下表の20種類の廃棄物をいいます。

区分	種別	内容	具体例
あらゆる事業活動に伴つもの	1 燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、重油燃焼灰、木灰、炉清掃排出物、廃活性炭等
	2 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性および無機性の全てのもの	・有機性汚泥：製紙汚泥、活性汚泥、染色汚泥、下水道汚泥等 ・無機性汚泥：めっき汚泥、金属表面処理汚泥、金属研磨汚泥、珪藻土かす、カーバイドかす、上水汚泥、建設汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥等
	3 廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係る全ての廃油	廃切削油、廃潤滑油、廃動植物性油脂、廃溶剤類、廃洗浄用油、廃吸油剤等
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとする全ての酸性廃液。中和処理した場合に生じる沈でん物は汚泥として取り扱う。	有機廃酸（酢酸、シュウ酸等）、無機廃酸（ホルマリン等）、写真定着廃液等
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとする全てのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生じる沈でん物は汚泥として取り扱う。	アルカリ性洗浄廃液、廃クーラント液、写真現像廃液等
	6 廃プラスチック	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の全ての廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）、塗料かす（固形状）、ビニール袋、合成纖維くず、廃ポリウレタン、廃スチロール等
	7 ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	天然ゴムくず、切断くず、裁断くず
	8 金属くず		鉄くず、空き缶、鋳物くず、ブリキ・トタンくず、切削くず、古鉄スクラップ等
	9 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず		・ガラスくず：廃空瓶類、板ガラスくず、ガラス纖維くず、カレットくず等 ・コンクリートくず：製造過程などで生ずるコンクリート製品くず、インターロッキングくず ・陶磁器くず：陶器くず、磁器くず、レンガくず、廃瓦等 ・石膏ボード

区分	種別	内 容	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	10 鉱さい		高炉・平炉等の残さい、 铸物廃砂等
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、アスファルト破片、レンガ破片、瓦破片等
	12 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布され又は染み込んだもの）、木くず（PCBが染み込んだもの）、纖維くず（PCBが染み込んだもの）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞取扱を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
	14 木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④物品貯蔵業に係るもの ⑤貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材を含む。） (注:木製パレットは、排出事業者の業種限定はない) ⑥PCBが染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、物品貯蔵業に係る廃木製家具類、貨物の流通に係る木製パレット等
	15 繊維くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③PCBが染み込んだもの	木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等

区分	種別	内 容	具 体 例
特定の事業活動に伴うもの	16 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 (注:魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物)	・動植物性残さ:魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 ・植物性残さ:ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、葉草かす、油かす等
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場においてとさつした獸畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥
	18 動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獸等のふん尿等
	19 動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獸等の死体
	20 法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	・有害汚泥のコンクリート固形物 ・焼却灰の溶融固化物

■ 特別管理産業廃棄物

20種類の産業廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する以下のものを「特別管理産業廃棄物」として定めています。

種 別	具 体 例
1 廃油	燃焼しやすい廃油（揮発油類、灯油類、軽油類等、概ね引火点70℃未満の廃油）
2 廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0以下）
3 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上）
4 感染性産業廃棄物	医療機関等から発生し、人が感染、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している又はこれらのおそれのある血液及び血液等が付着した注射針等
5 特定有害産業廃棄物	廃PCB（ポリ塩化ビフェニル）等、PCB汚染物、PCB処理物
	廃石綿等（建築物その他の工作物から除去したもの等）
	廃油（トリクロロエチレン等の廃溶剤で、特定施設から排出されたものに限る）
	燃え殻、鉛さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリ等（いずれも特定施設から排出されたもので、重金属等に汚染されたもの）
	ばいじん、燃え殻、汚泥（いずれもダイオキシン類に汚染されたもの）
6 輸入廃棄物の焼却施設から生じたばいじん	廃酸、廃アルカリ（いずれもダイオキシン類に汚染されたもの）

■ 特別管理産業廃棄物の管理

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、事故防止や適正処理の確保のため管理責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者）を選任して、新潟県に報告する必要があります。

可燃ごみ・可燃性粗大ごみ

可燃ごみ・可燃性粗大ごみは南魚沼市可燃ごみ処理施設（大和地域はエコプラント魚沼）又は民間の廃棄物処理施設へ直接持ち込むことができます。

自分で処理施設へ持ち込めない場合、一般廃棄物処理業許可業者（P26 参照）と委託契約をして処理してください。

対象となるもの

生ごみ（食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くず）、汚れのついた紙などのリサイクルできない紙、枝葉、落ち葉、木くず、木製机、木製棚など

※プラスチック製品、プラスチック製容器包装類は産業廃棄物に該当するため、取り除いてください。ただし、事務所内で発生した個人消費の可燃ごみに限り、受け入れをしています。



出し方

- 一般廃棄物処理業許可業者へ収集運搬及び処分を委託する場合は許可業者の指示に従って排出して下さい。
- 南魚沼市可燃ごみ処理施設又はエコプラント魚沼へ持ち込む場合は、中身の見える袋（透明又は半透明）かそれぞれの地域の事業用指定ごみ袋を使用してください。
事業用指定ごみ袋を使用する場合は、処理手数料はかかりません。

ポイント

- 古紙類は分別することで資源物・有価物になります。（P16 参照）
- 水分を多く含む生ごみや食べ残したものは、水切りを徹底し減量に努めましょう。
- 食料品製造業などの業種から生ずる生ごみは、産業廃棄物（動植物性残さ）です。
- 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは、産業廃棄物です。

不燃ごみ・不燃性粗大ごみ

事務所内で発生した個人消費の不燃ごみは、南魚沼市不燃ごみ処理施設（大和地域はエコプラント魚沼）に持ち込むか、一般廃棄物処理業許可業者（P26 参照）と委託契約をして処理してください。

ただし、産業廃棄物に該当するものは、産業廃棄物の分別・出し方（P7）に従って処理してください。

対象となるもの

南魚沼市不燃ごみ処理施設又はエコプラント魚沼で処理できる事業系一般廃棄物は、空き缶、空きびん、金属類（鍋・やかんなど）などになります。
搬入できる品目は事業ごみの分類表（P19）で確認してください。



出し方

- 一般廃棄物処理業許可業者へ収集運搬及び処分を委託する場合は許可業者の指示に従って排出して下さい。
- 南魚沼市可燃ごみ処理施設又はエコプラント魚沼へ持ち込む場合は、中身の見える袋（透明又は半透明）かそれぞれの地域の事業用指定ごみ袋を使用してください。事業用指定ごみ袋を使用する場合は、処理手数料はかかりません。

ポイント

- 空き缶、金属類、空きびん、ペットボトルは、分別することで資源物・有価物になり、事業所としてのごみの減量化・再資源化を推進できます。資源物・有価物として処理するときは資源物処理業者（P29 参照）とご相談ください。
- 割っていない食器類は不燃ごみ処理施設で無料回収を行っています。詳しくは廃棄物対策課にお問い合わせください。
- ガラスくず、陶磁器くずなどの産業廃棄物であっても、マニフェストを添付することで南魚沼市不燃ごみ処理施設へ搬入できる品目もあります。（P19「事業ごみの分類表」参照）

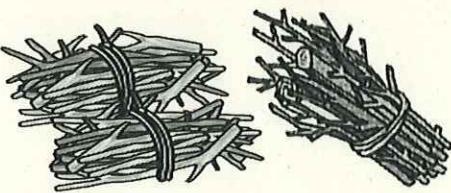
剪定枝（枝木）

南魚沼市可燃ごみ処理施設（大和地域はエコプラント魚沼）へ直接持ち込むことができます。

自分で処理施設へ持ち込めない場合、一般廃棄物処理業許可業者（P26 参照）と委託契約をして処理施設に搬入してください。

対象となるもの

剪定などによって発生した枝木



出し方

- 自ら処理施設へ持ち込む場合、道路等に落下しないように注意して搬入してください。

ポイント

- 剪定枝を搬入する際は、長さ・大きさを2m以内にしてください。
- 枝葉は可燃ごみとして分別してください。
- 木製パレットは産業廃棄物です。
- 建設業、木材・木製品製造業などの業種から発生する木くず・剪定枝は産業廃棄物です。

古紙類

資源物処理（古紙）業者（P29 参照）又は南魚沼市可燃ごみ処理施設（大和地域はエコプラント魚沼）へ直接持ち込むことができます。処理施設へ持ち込めない場合、資源物処理（古紙）業者に収集の依頼もできますので、処理業者にご相談ください。

対象となるもの



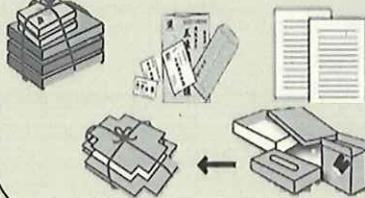
新聞紙



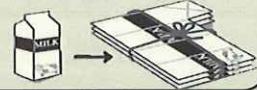
ダンボール

雑誌・チラシ・雑紙

OA用紙・紙箱・包装紙



飲料用パック



シュレッド紙



※資源物処理（古紙）業者
に持ち込んでください

出し方

●南魚沼市可燃ごみ処理施設又はエコプラント魚沼へ直接持ち込みます。

持ち込む場合は上の種類ごとにひもで十字に縛ってください。

●資源物処理（古紙）業者（P29 参照）へ引き渡すこともできます。

処理業者に依頼する場合の分別区分は処理業者に確認してください。

ポイント

●同じ種類の紙ごとに分別して集めることで、リサイクルの幅が広がります。

●カーボン紙や感熱紙、アルミ加工や防水加工された紙、臭いや油などで汚れた紙、粘着物のついた封筒などは禁忌（きんき）品と呼ばれ、古紙としてリサイクルできません。可燃ごみとして処理してください。

●シュレッダーで処理した紙（シュレッド紙）も資源物処理（古紙）業者でリサイクルできるようになってきました。ごみとせず、できる限りリサイクルに努めましょう。

●機密書類（保存期間終了文書・人事記録・帳簿・顧客データなどプライバシー保護の観点から廃棄時に注意を要するもの）は、機密書類専門の資源物処理（古紙）業者で処理することができます。

●建設業で工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

リサイクルの主役は古紙！

事業ごみの中で大きなウェイトを占めているのは紙ごみです。特に、事業所からは多量の紙ごみが発生しているため、分別の徹底によって減量効果が大きく見込めます。

きちんと分別すれば、名刺サイズより大きなものはリサイクルすることができ、100kgの古紙をリサイクルすると、高さ8mの樹木2本を切らすにすぎません。

■ 種類別に分別しましょう！

古紙は種類によってそれぞれ違う用途の紙に再生されるため、種類ごとに分別することが重要です。

新聞紙…朝刊紙、夕刊紙

★注意 チラシ、地方紙など材質が違う場合は **雑がみ等** へ

ダンボール…断面が波型になっていて張り合わせたもの

★注意 ガムテープ及び金具は外してください

・ガムテープ→「可燃ごみ」へ ・止め金具→「不燃ごみ」へ

雑がみ等…雑誌、チラシ、封筒・便箋・はがき（セロテープははがす）、名刺、パンフレット、メモ紙、カレンダー（金属部除く）、OA用紙、紙箱、包装紙等

★注意 ティッシュ箱のビニール、カレンダーの金属部分、テープ等は外してください

飲料用パック…「紙パック」マーク付の牛乳パック、酒パック、ジュースパック等

★注意 中身を空にし、「洗って・開いて・乾かして」出してください

内側がアルミ（銀紙）加工の場合は「可燃ごみ」へ出してください

注ぎ口部分のあるものは切り取ってください

シュレッド紙…細かく裁断した紙

★注意 シュレッダーで処理した紙以外は混ぜないでください。

■ 禁忌品を取り除きましょう！

古紙の中に再生できない紙や紙以外のものが混入していると、リサイクルできなくなります。このようなものを禁忌（きんき）品といい、必ず古紙の中から取り除いてください。

【再生できない紙】→可燃ごみとして処理

ファックス用紙などの感熱紙、ビニールコート紙、写真、カーボン紙・ノーカーボン紙、油紙、紙コップなどのワックス加工紙、点字用の発泡紙など

【紙以外のもの】→分別してそれぞれ処理

クリップ、ファイルの金具、とじひも、布類、プラスチック類、ガムテープ、窓付き封筒のセロハン（セロハンを切り取った残りは再生可）、ガラス類、シールなど

■ シュレッド紙や機密文書のリサイクル

自社でシュレッダー処理した紙くずや機密書類についてもリサイクルできます。

ごみとして捨てる前に、一度、資源物処理（古紙）業者（P29 参照）に相談しましょう。

事業所内で回収ボックスを設置しましょう！

リサイクルを推進するためには、分別から徹底して行うことが大切です。

事業所内に種類ごとに排出箱を設置するなど、最初の排出時から分別を徹底し、リサイクルを推進しましょう。

分別回収箱等の配置例

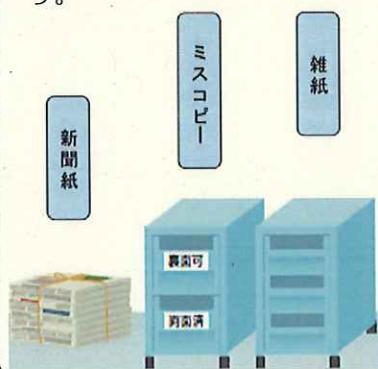
分別表

分別方法を分かりやすく示した表を掲示します。



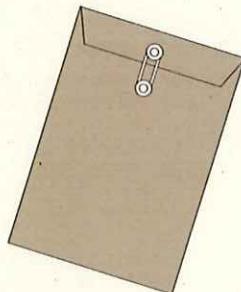
古紙

古紙は種類ごとに分別します。



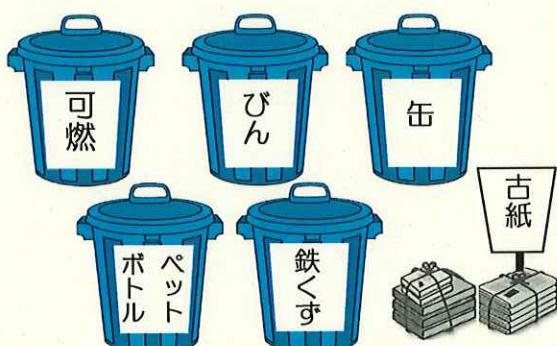
使用済封筒

使用済みの封筒は捨てずに、資料入れや社内回覧などに活用します。



分別箱1

分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。自らが市の処理施設へ搬入するごみや資源物・有価物を分けておくと便利です。



分別箱2

分別する種類に応じたごみ箱や棚を設置します。自らが処理施設へ搬入するごみや産業廃棄物処理業許可業者へ委託するごみを分けておくと便利です。



「混ぜればごみ」、「分ければ資源」を実践しましょう！

事業ごみの分類表（南魚沼市処理施設） (塩沢地域・六日町地域・湯沢町)

- この分類表はあくまでも例として挙げているものです。業種によっては産業廃棄物になる場合があります。
- 資源物・有価物に分けるものは分別し、資源物処理業者へ引き渡すなど、事業者として資源化への取り組みをお願いします。

ガラス製品・陶磁器製品

【分別区分】 **産業廃棄物**（委託契約及びマニフェストを添付することで不燃ごみ処理施設に搬入可能）

【主なもの】 ガラス製の食器・容器・鏡・レンズなど、陶磁器製の食器・容器・せとものなど

【注意点】

○事業用指定ごみ袋での搬入はできません。

○割れていない食器類は不燃ごみ処理施設で無料回収を行っていますのでご利用ください。

発砲スチロール

【分別区分】 **産業廃棄物**（委託契約及びマニフェストを添付することで不燃ごみ処理施設に搬入可能）

【主なもの】 発砲スチロール、白色トレー、トロ箱など

【注意点】

○汚れた発砲スチロールや、2分の1より細かくした発砲スチロールは搬入できませんので、民間の産業廃棄物処理施設に搬入してください。

事務所内のごみ

【分別区分】 **もえるごみ、不燃ごみ、容器包装ごみ**（一般廃棄物として搬入可能）

【主なもの】 生ごみ、紙くず、弁当がら、カップ麺容器、おにぎり・パン等の容器包装、ペットボトル、缶、びんなど

【注意点】

○事務所内で従業員の個人消費から出た“ごみ”は一般家庭並みの量や性状に限り、一般廃棄物として南魚沼市処理施設（可燃・不燃）へ搬入ができます。

上記以外のごみ

品目	分別区分	備考
青焼き皿	もえるごみ	
空き缶(スチール缶・アルミ缶)	不燃ごみ	軽く水洗いする
空き箱(紙製)	古紙類	汚れのあるものは「もえるごみ」
空きびん・一升びん	不燃ごみ	軽く水洗いする
アクリル板	産業廃棄物	
アコードイオンカーテン	産業廃棄物	
畦シート	産業廃棄物	
アダプター(電源装置)	産業廃棄物	
圧着紙・圧着はがき	もえるごみ	
油紙	もえるごみ	
雨ガッパ・ポンチョ	産業廃棄物	
雨戸・網戸(プラスチック)	産業廃棄物	木製は「もえるごみ」
アルミサッシ	不燃ごみ	
アルミホイル・ラップの芯・外箱	古紙類	紙以外は取り除く
安全靴(作業用)	産業廃棄物	
安全ピン	不燃ごみ	

品目	分別区分	備考
育苗箱	産業廃棄物	
衣装ケース(プラスチック)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
衣装ケース(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」
一斗缶・サラダ油の缶	不燃ごみ	
衣服・衣類	産業廃棄物	
イヤホン	不燃ごみ	
印鑑(プラスチック・石製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
印鑑(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」
インクリボン(カートリッジ)	産業廃棄物	
う		
品目	分別区分	備考
植木(剪定くず)	もえるごみ	
ウレタンマット	産業廃棄物	
え		
品目	分別区分	備考
エアコン(家庭用)	家電リサイクル対象品	専門業者に依頼。業務用は「産廃」
液体の容器(プラスチック)	産業廃棄物	
枝木・剪定枝	もえるごみ	自己搬入2m以内
SDカード・USBメモリー(記録メディア)	産業廃棄物	
MD・CD・DVD(ケースも含む)	産業廃棄物	
MD・CD・DVDプレイヤー	産業廃棄物	
鉛筆	もえるごみ	
塩ビ管(塩化ビニル管)	産業廃棄物	

お		
品目	分別区分	備考
OA用紙・コピー用紙	古紙類	
オイル(食用・機械類)	産業廃棄物	
オイルの空き缶	不燃ごみ	
応接セット(ソファ)	産業廃棄物	
応接セット(木製テーブル)	もえるごみ	
落ち葉・枯草・枯葉	もえるごみ	
お茶の葉	もえるごみ	
おぼん・トレー(プラスチック製)	産業廃棄物	木製は「もえるごみ」、金属製は「不燃ごみ」
か		
品目	分別区分	備考
カーテン	産業廃棄物	
カーテンレール	不燃ごみ	
カード類(プラスチック製)	産業廃棄物	
カーボン紙	もえるごみ	
買物袋(レジ袋)	産業廃棄物	
化学繊維製の布	産業廃棄物	
家具類・椅子・机・棚(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」
家具類・椅子・机・棚(プラスチック製)	産業廃棄物	
家具類・椅子・机・棚(スチール・金属製)	不燃ごみ	
菓子袋(プラスチック製)	産業廃棄物	
カセッタコンロ(ボンベ)	不燃ごみ	使い切って穴をあける(ガス抜き)
カセット・ビデオテープ(ケース含む)	産業廃棄物	
カッターナイフ	不燃ごみ	
かつら・wig	産業廃棄物	
画びよう	不燃ごみ	
壁紙	産業廃棄物	
紙おむつ	産業廃棄物	マニフェストあれば受入可能
紙製バッグ・紙袋	古紙類	汚れのあるものは「もえるごみ」
紙パック(飲料用)	古紙類	汚れのあるものは「もえるごみ」
紙パック(内側アルミ加工)	もえるごみ	
カメラ(デジタル・一眼・ビデオカメラ)	不燃ごみ	電池を外す
ガムテープ(布・紙)	もえるごみ	
画用紙・ポスター	古紙類	
カレンダー(紙製)	古紙類	金属部分は取り除く
瓦・スレート	産業廃棄物	
換気扇	不燃ごみ	
缶切り	不燃ごみ	
乾燥剤(シリカゲルなど)	産業廃棄物	
感熱紙・カーボン紙	もえるごみ	
き		
品目	分別区分	備考
キーホルダー(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」
キーホルダー(プラスチック製)	産業廃棄物	
木くず・木材	産業廃棄物	解体・製造業以外はもえるごみ
キッキンペーパー	もえるごみ	
機密書類	古紙類	機密書類専門の業者に依頼
脚立	不燃ごみ	
給油ポンプ(装置)	産業廃棄物	
教科書・ノート・書籍・辞典・雑誌	古紙類	
金庫(金属製)	不燃ごみ	耐火金庫は「産廃」
く		
品目	分別区分	備考
クーラーボックス	産業廃棄物	
鎖(金属製)	不燃ごみ	
クッション	産業廃棄物	
クリップ	不燃ごみ	
クリアファイル	産業廃棄物	
クリーニングの袋	産業廃棄物	
クロカンスキー(プラスチック製)	産業廃棄物	
クロカンスキー(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」
軍手	産業廃棄物	

け		
品目	分別区分	備考
蛍光管・蛍光灯	産業廃棄物	
蛍光管・蛍光灯の外箱	古紙類	
計量カップ・はかり(プラスチック製)	産業廃棄物	
計量器・はかり(金属製)	不燃ごみ	業務用は「産廃」
血圧計(デジタル)	産業廃棄物	水銀血圧計も「産廃」
結束バンド・PPバンド	産業廃棄物	
こ		
品目	分別区分	備考
工具類・ドライバー・とんかち(金属製)	不燃ごみ	プラスチック製は「産廃」
合成ゴム類	産業廃棄物	
コード(電気コード・延長コード)	産業廃棄物	
コードリール	産業廃棄物	
ゴザ	産業廃棄物	
コピー機	産業廃棄物	
ごみ箱(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」
ごみ箱(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
ゴム製品(手袋・長靴・ホース)	産業廃棄物	
米ぬか	もえるごみ	事前にお問合せください。
コンクリートブロック	産業廃棄物	
コンセント	産業廃棄物	
コンパス(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
さ		
品目	分別区分	備考
座布団・長座布団	産業廃棄物	
三角コーン・バー(保安器具)	産業廃棄物	
三脚	不燃ごみ	
残飯・調理くず・生ごみ	もえるごみ	
し		
品目	分別区分	備考
自転車	不燃ごみ	
写真	もえるごみ	
写真のネガ・フィルム	産業廃棄物	
充電器	産業廃棄物	
シュツレッダー	産業廃棄物	家庭用は「不燃ごみ」
シュツレッド紙	古紙類	
消火器	産業廃棄物	リサイクルシステムによる
定規(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
消臭剤の容器(プラスチック製)	産業廃棄物	
錠前・カギ(金属製)	不燃ごみ	
照明器具	産業廃棄物	
じょうろ(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
食用油(サラダ油など)	産業廃棄物	
食用油の容器(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
食器類(紙製)	もえるごみ	
食器類(ガラス・陶磁器製)	産業廃棄物	マニフェストあれば受入可能
食器類(金属製)	不燃ごみ	
食器類(プラスチック製)	産業廃棄物	
新聞紙	古紙類	
す		
品目	分別区分	備考
水槽(ガラス製)	産業廃棄物	マニフェストあれば受入可能
水槽(プラスチック製)	産業廃棄物	
スーツケース・トランク	産業廃棄物	
スキーボード・スノーボード(プラスチック製)	産業廃棄物	
スキーポール・スノーボード(金属製)	産業廃棄物	
スコップ(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
スタンプ台(プラスチック・ゴム製)	産業廃棄物	
ストーブ・ファンヒーター(暖房機器)	産業廃棄物	
ストロー・ストローの袋(プラスチック製)	産業廃棄物	
ストローの袋(紙製)	もえるごみ	
スプリングマットレス	産業廃棄物	
スプレー缶	不燃ごみ	使い切って穴をあける(ガス抜き)
スプレー缶のふた(プラスチック製)	産業廃棄物	
スポンジ	産業廃棄物	

せ		
品目	分別区分	備考
生花	もえるごみ	
石膏	産業廃棄物	
洗濯機(家庭用)	家電リサイクル対象品	専門業者に依頼。業務用は「産廃」
洗面器(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
ぞ		
品目	分別区分	備考
造花(プラスチック製)	産業廃棄物	
ソファ	産業廃棄物	
た		
品目	分別区分	備考
体温計(電子)	産業廃棄物	水銀体温計も「産廃」
台車・ワゴン	不燃ごみ	
体脂肪計・体重計	産業廃棄物	
タイヤ	産業廃棄物	
タオル・タオルケット	産業廃棄物	
タオル掛け(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
タッパー(プラスチック製)	産業廃棄物	
竹・わら製品	もえるごみ	
畳(わら・スタイル)	産業廃棄物	
タバコの吸い殻	もえるごみ	
タバコの紙箱	古紙類	
卵パック(プラスチック製)	産業廃棄物	
断熱材付きの品	産業廃棄物	
ダンベル(金属製)	不燃ごみ	
段ボール	古紙類	
ち		
品目	分別区分	備考
チェーン(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
調理器具(なべ・包丁・ざるなど)	不燃ごみ	プラスチック製は「産廃」
チラシ・雑紙	古紙類	
ちり紙	もえるごみ	
ちりとり(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
つ		
品目	分別区分	備考
使い捨てカイロ(使用済み)	もえるごみ	
つまようじ	もえるごみ	
て		
品目	分別区分	備考
ティーパック	もえるごみ	
ティッシュの箱	古紙類	
テープ(化成繊維)	産業廃棄物	
テーブルクロス(プラスチック製)	産業廃棄物	
デスクマット(ビニール製)	産業廃棄物	
鉄アレイ	不燃ごみ	
手袋(布製・ゴム製)	産業廃棄物	
テレビ(液晶・プラズマ管・プラズマ)	家電リサイクル対象品	販売店か専門業者に依頼
テレビアンテナ	不燃ごみ	
電化製品	産業廃棄物	扇風機・レンジ・ポット・トースターなど
電気カーペット	産業廃棄物	
電球(電球型蛍光灯・LED)	産業廃棄物	
電球(白熱球)	不燃ごみ	
電卓	産業廃棄物	
電池(アルカリ・マンガンニカド・ニッケル水素・リチウム)	不燃ごみ	コード付きは絶縁する。
と		
品目	分別区分	備考
トイレットペーパーの芯	古紙類	
トイレブラシ(プラスチック製)	産業廃棄物	
時計・タイマー	産業廃棄物	
トタン板・波板(金属製)	不燃ごみ	プラスチック製は「産廃」
塗料(油性・水性)	産業廃棄物	
トレー(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
トロ箱(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」

ぬ		
品目	分別区分	備考
布類・布くず(天然繊維)	もえるごみ	
布類・布くず(化成繊維)	産業廃棄物	
ね		
品目	分別区分	備考
ネット(食品梱包用)	産業廃棄物	
の		
品目	分別区分	備考
農機具	産業廃棄物	
農薬・劇薬	産業廃棄物	
は		
品目	分別区分	備考
バイク	二輪車リサイクル対象品	
灰皿(金属製)	不燃ごみ	
パイプ(塩化ビニル管)	産業廃棄物	
パイプ(銅管)	不燃ごみ	
パイプベッドの枠	不燃ごみ	マットレスは産業廃棄物
バケツ(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
はさみ・植木ばさみ	不燃ごみ	
パソコン(ノート・デスクトップ)	PCリサイクル対象品	販売店か専門業者に依頼。ディスプレイ含む
パソコンキーボード・マウス	産業廃棄物	
鉢・プランター・ポット(プラスチック製)	産業廃棄物	
バッテリー	産業廃棄物	
針・針金	不燃ごみ	
パレット(木製・プラスチック製)	産業廃棄物	
ハンガー(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
半紙・和紙	古紙類	
パンチ(穴あけ)	不燃ごみ	
ひ		
品目	分別区分	備考
ビニールコード紙	産業廃棄物	
ビニール製品(袋・ホース)	産業廃棄物	
ビニールひも・テープ	産業廃棄物	
肥料袋(肥料の容器)	産業廃棄物	
びんのキャップ(プラスチック)	産業廃棄物	
びんのキャップ(金属)	不燃ごみ	一升びんのふたを含む
ふ		
品目	分別区分	備考
ファイル(紙製)	古紙類	金具は外す
ファイル(プラスチック製)	産業廃棄物	
ファイルの金具	不燃ごみ	
FAX用紙(普通紙)	古紙類	
FAX用紙(感熱紙)	もえるごみ	
フィルム(商品の包装用)	産業廃棄物	
封筒	古紙類	
封筒(窓付き)	古紙類	セロハン部は切断してもえるごみ
襷(ふすま)	もえるごみ	建具業は「産廃」
ふとん	産業廃棄物	
プラスチック類	産業廃棄物	事業として発生したもの
ブロック・コンクリート片	産業廃棄物	
プロッター(出力機器)	産業廃棄物	
へ		
品目	分別区分	備考
ベッド(木製)	もえるごみ	木材製造業は「産廃」
ベッド(金属製)の枠	不燃ごみ	マットレスは産業廃棄物
ベルト(革・布・エナメル)	産業廃棄物	
ヘルメット	産業廃棄物	
ペン類・ボールペン・サインペン(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」

ほ		
品目	分別区分	備考
帽子	産業廃棄物	
包装紙(紙)	古紙類	
包装フィルム	産業廃棄物	
ホース(ピニール、ゴム)	産業廃棄物	
ボタン(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
ホッチキス	産業廃棄物	
ホッチキスの芯	不燃ごみ	
ポリタンク	産業廃棄物	
ポリバケツ	産業廃棄物	
ボルト・ナット・ねじ・釘	不燃ごみ	
保冷剤	産業廃棄物	
ま		
品目	分別区分	備考
マイク	産業廃棄物	
マグネット磁石	不燃ごみ	
枕	産業廃棄物	
マッチ(未使用)	もえるごみ	湿らせて排出
マットレス	産業廃棄物	スプリングの有無は関係なし
豆電球	不燃ごみ	
マルチ、ビニール・ブルーシート	産業廃棄物	
む		
品目	分別区分	備考
無線機	産業廃棄物	
め		
品目	分別区分	備考
名刺	古紙類	
メガホン	産業廃棄物	
も		
品目	分別区分	備考
毛布	産業廃棄物	
モップ(ハンドモップ)	産業廃棄物	
もみ殻	もえるごみ	事前にお問合せください。
ゆ		
品目	分別区分	備考
誘導棒(保安器具)	産業廃棄物	
よ		
品目	分別区分	備考
容器(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」

ら		
品目	分別区分	備考
ライター(プラスチック製)	産業廃棄物	金属製は「不燃ごみ」
ラップ	産業廃棄物	
ラミネート加工紙(両面)	産業廃棄物	
る		
品目	分別区分	備考
ルーペ・虫眼鏡(ガラス製)	産業廃棄物	マニフェストあれば受入可能
ルーペ・虫眼鏡(プラスチック製)	産業廃棄物	
れ		
品目	分別区分	備考
冷水機	産業廃棄物	
冷蔵庫・冷凍庫(家庭用)	家電リサイクル対象品	販売店か専門業者に依頼
レインコート	産業廃棄物	
レシート	もえるごみ	
レジスター	産業廃棄物	
レジ袋	産業廃棄物	
レンガ	産業廃棄物	
レンズ・ルーペ(プラスチック・陶磁器製)	産業廃棄物	
練炭(未使用)	もえるごみ	使用済みは「産廃」
ろ		
品目	分別区分	備考
ろうそく	もえるごみ	
ロープ(布製・プラスチック製)	産業廃棄物	
ロッカー(金属製)	不燃ごみ	
わ		
品目	分別区分	備考
輪ゴム	産業廃棄物	
綿	もえるごみ	

資料編

事業系ごみ処理手数料と施設受入時間

南魚沼市(六日町・塩沢地域)・湯沢町

■ 事業系ごみを直接持ち込む場合の処理手数料

対象地域・処理施設	処理手数料		
南魚沼市(六日町・塩沢地域)・湯沢町	破碎なし	10kgごとに	75円
○可燃ごみ処理施設	破碎有り (大きさが60cm以上のもの)		
○不燃ごみ処理施設		10kgごとに	150円
	産業廃棄物 (ガラスくず・陶磁器くず)		
		10kgごとに	150円
	産業廃棄物 (発砲スチロール)		
		10kgごとに	75円
指定ごみ袋で搬入する場合は無料。			
※1 袋の重さは10kg以内、長さ・大きさ60cm以内とすること			

※搬入できない品目もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 事業用指定ごみ袋の料金

対象地域	種類	規格		料金
南魚沼市 (六日町・塩沢地域)	もえるごみ袋	4号(15ℓ)	20枚	900円
		5号(45ℓ)		1,700円
		6号(90ℓ)		2,800円
	不燃ごみ袋	4号(20ℓ)	10枚	400円
		5号(45ℓ)		700円
		6号(90ℓ)		1,300円

■ 施設の受入時間

対象地域・処理施設	受入時間	
南魚沼市(六日町・塩沢地域)・湯沢町	月曜日～土曜日	9時～12時 13時～17時
○可燃ごみ処理施設		
○不燃ごみ処理施設	日曜日・祝日	9時～12時

※1月1日から1月3日は施設休業日です。

南魚沼市(大和地域)・魚沼市

■ 事業系ごみを直接持ち込む場合の処理手数料

対象地域・処理施設	処理手数料
南魚沼市(大和地域)・魚沼市	可燃・不燃ごみ 10kgごとに 50円
○エコプラント魚沼	大型ごみ 10kgごとに 300円
	指定ごみ袋で搬入する場合は無料
	(1袋の重さは10kg以内とすること)

※搬入できない品目もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 事業用指定ごみ袋の料金

対象地域	種類	規格	料金
南魚沼市(大和地域) 魚沼市	燃やせるごみ袋	3号(45ℓ)	1,100円
		4号(70ℓ)	20枚 1,800円
	燃やせないごみ袋	5号(45ℓ)	10枚 800円

■ 施設の受入時間

対象地域・処理施設	受入時間
南魚沼市(大和地域)・魚沼市	月曜日～土曜日・祝日 8時～17時
○エコプラント魚沼	日曜日 8時～12時

※1月1日から1月3日は施設休業日です。

一般廃棄物処理業許可業者

※令和3年4月1日現在

■ 一般廃棄物収集運搬業 南魚沼市の許可業者（処分業はP28）

名称	電話番号	許可種別	許可範囲
(有)アサヒ環境開発	783-5007	事業系一般廃棄物	六日町地域、塩沢地域
魚沼環境(株)	025-792-1895	し尿	大和地域（浦佐・東地区）
		浄化槽汚泥	
		生活雑排水汚泥	
(株)魚沼クリーサービス	772-4877	家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
(株)魚沼中央トラスト	783-4790	事業系一般廃棄物	塩沢地域
魚沼廃棄物興産(株)	780-2488	事業系一般廃棄物	大和地域、六日町地域
		家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
		生活雑排水汚泥	
(有)桐生建材興業	772-4575	家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
クラッソウ センター(株)	779-3330	家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
クリーン産業(株)	782-4840	特定廃家電（4品目）	南魚沼市全域
		生活雑排水汚泥	
(株)戸垣建設	788-0804	家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
新潟ガービッチ(株)	774-2112	事業系一般廃棄物	六日町地域
		家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
(有)美咲産業	773-6680	事業系一般廃棄物	大和地域、六日町地域
森下企業(株)	784-3371	家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
		木くず	
		し尿	
		浄化槽汚泥	
		生活雑排水汚泥	
(株)大和環境	779-4633	事業系一般廃棄物	大和地域
		家屋解体に伴う一般廃棄物	南魚沼市全域
		特定廃家電（4品目）	
(株)雪国環境サービス	783-3939	事業系一般廃棄物	塩沢地域
(株)ロクセイサービス	772-2356	し尿	南魚沼市全域
		浄化槽汚泥	
		生活雑排水汚泥	

■ 一般廃棄物収集運搬業 湯沢町の許可業者（処分業はP28）

名 称	電話番号	許可種別	許可範囲
魚沼廃棄物興産(株)	780-2488	特定廃家電（4品目）	湯沢町全域
		マンションの一般廃棄物 事業所の一般廃棄物	湯沢町内の特定事業所のみ（一部雑排水汚泥を含）
(有)小澤建設	785-5025	マンションの一般廃棄物 事業所の一般廃棄物	湯沢町浅貝地区の特定事業所のみ
(有)クリーン産業平山	784-2569	一般廃棄物	湯沢町全域
クリーン産業(株)	782-4840	特定廃家電（4品目）	湯沢町全域
		生活雑排水汚泥	
(株)戸垣建設	784-2330	家屋解体に伴う一般廃棄物	湯沢町全域
新潟ガービッヂ(株)	774-2112	家屋解体に伴う一般廃棄物	湯沢町全域
森下企業(株)	784-3371	木くず	湯沢町全域
		廃油（廃食用油）	
		家屋解体に伴う一般廃棄物	
		し尿	
		浄化槽汚泥	
		生活雑排水汚泥	湯沢町内の特定事業所のみ
		事業所の一般廃棄物	
(株)山井建設	784-3651	家屋解体に伴う一般廃棄物	湯沢町全域
(株)湯沢重機建設	785-5371	家屋解体に伴う一般廃棄物	湯沢町全域
		マンションの一般廃棄物	湯沢町内の特定事業所のみ
		事業所の一般廃棄物	
(株)ロクセイサービス	772-2356	し尿	湯沢町全域
		浄化槽汚泥	
		生活雑排水汚泥	

■ 一般廃棄物処分業 南魚沼市の許可業者

名 称	電話番号	許可種別	許可範囲
岡村リソーズ(株)	772-2250	廃プラスチック類	南魚沼市全域
クラッシングセンター(株)	779-3330	木くず(破碎)	南魚沼市全域
新潟ガービッヂ(株)	774-2112	不燃ごみ(コンクリートの破片、その他これに類する不要物)、廃蛍光管、廃水銀灯、廃ナトリウム灯、木くず	南魚沼市全域
森下企業(株)	784-3371	木くず(破碎)	南魚沼市全域
(株)大和環境	779-4633	がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、木くず、繊維くず、紙くず、廃プラスチック類、金属くず	大和地域
(株)雪国環境サービス	783-3939	木くず(破碎)	南魚沼市全域

■ 一般廃棄物処分業 湯沢町の許可業者

名 称	電話番号	許可種別	許可範囲
森下企業(株)	784-3371	木くず	湯沢町全域

産業廃棄物処理業許可業者

新潟県の産業廃棄物処理業の許可は新潟県知事が行っています。

新潟県知事の許可を受けた許可業者については、新潟県のウェブサイトで一覧表を掲載していますので下記 URL から確認をしてください。

新潟県ウェブサイト

<http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1356778403222.html>

資源物処理業者

■ 古紙類収集業者

名 称	所在地	電話番号	その他
魚沼廃棄物興産(株) 八色事務所 城内事務所	八色(八色原2195-1) 城内(泉新田130-4)	780-2488	・シュレッダー紙対応可能 (八色事業所のみ) ・機密書類対応可能
ウブカタ資源(株) 六日町事業所	美佐島1614	772-7050	・シュレッダー紙対応可能 ・機密書類対応可能 (本社のみ)
岡村リソース	青木新田1045	772-2250	
(株)大和環境	黒土新田450-6	779-4633	・機密書類対応可能
(株)雪国環境サービス	南田中372-1	783-3939	

■ 資源物収集業者

名 称	所在地	電話番号	対象品目
岡村リソース	青木新田1045	772-2250	金属くず
(株)大和環境	黒土新田450-6	779-4633	廃プラスチック類、金属くず
(株)雪国環境サービス	南田中372-1	783-3939	金属くず(アルミ・スチール缶)、 ペットボトル

マニフェスト

■ マニフェストの種類と購入先

マニフェストには、複写式伝票を使用した紙のマニフェストと電子情報を活用した電子マニフェストがあります。

●複写式のマニフェストについて

複写式の産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、新潟県産業廃棄物協会又は市内の産業廃棄物処理業許可業者で購入できます。

一般社団法人 新潟県産業廃棄物協会

〒950-0982

新潟県新潟市中央区堀之内南1丁目15-6 日南ビル2F

TEL : 025-246-9288 FAX : 025-246-9726

●電子マニフェストについて

電子マニフェストとは、パソコンと通信回線を利用したマニフェストシステムで、(財)日本産業廃棄物処理振興センター（情報処理センター）が運営しています。パソコン端末から情報が入力でき、マニフェストの保管は情報処理センターが行ってくれるので不要です。

ただし、電子マニフェストを導入するためには排出者、収集運搬業者、処分業者の3者が電子マニフェストを使用することが必要です。なお、南魚沼市ごみ処理施設は電子マニフェストに対応していません。

(財)日本産業廃棄物処理振興センター（情報処理センター）

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2F

TEL : 03-5816-8147 FAX : 03-5816-8132

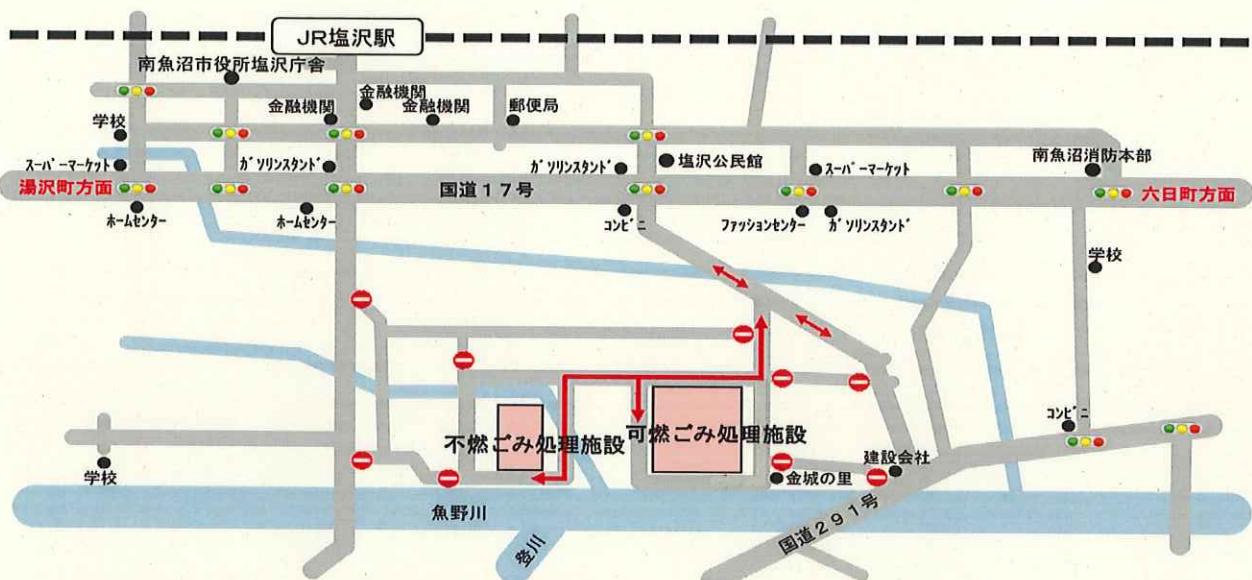
■ マニフェストの記入のしかた

マニフェストには、産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名、最終処分の場所などを記入します。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票																					
① 交付年月日 平成 △年△月△日 事業者（排出者） 氏名又は名称 ○○食品（株） 住所 〒 △△△-△△△△ 電話番号 03-△△△-△△△△ ③ 東京都○○区○○町△-△		② 受付担当者 氏名 山田 太郎 事業場名 ○○食品○○工場 所在地 〒 △△△-△△△△ 電話番号 03-△△△-△△△△ ④ ○○県○○市○○町△-△																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="2"> <input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 酸性ガラス <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 脂油 <input type="checkbox"/> 0400 酸性 <input type="checkbox"/> 0500 酸アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 青アルカリ <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず </td> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 有機性ガラス <input type="checkbox"/> 1400 試験 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 高温のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 PCB等 <input type="checkbox"/> 2100 塩アルカリ <input type="checkbox"/> 2200 毒性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2300 遺伝性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2400 効能未定物 <input type="checkbox"/> 2500 動植物死骸 <input type="checkbox"/> 2600 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2700 試験 </td> <td>数量(及び単位) 1トン</td> <td>容器 ドラム缶</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>産業廃棄物の名前 食品汚泥</td> <td>有害物質等 処分方法 たい肥化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>保管・返却権</td> <td></td> </tr> </table>				<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 酸性ガラス <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 脂油 <input type="checkbox"/> 0400 酸性 <input type="checkbox"/> 0500 酸アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 青アルカリ <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 有機性ガラス <input type="checkbox"/> 1400 試験 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 高温のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 PCB等 <input type="checkbox"/> 2100 塩アルカリ <input type="checkbox"/> 2200 毒性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2300 遺伝性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2400 効能未定物 <input type="checkbox"/> 2500 動植物死骸 <input type="checkbox"/> 2600 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2700 試験		数量(及び単位) 1トン	容器 ドラム缶					産業廃棄物の名前 食品汚泥	有害物質等 処分方法 たい肥化					保管・返却権	
<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 酸性ガラス <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 脂油 <input type="checkbox"/> 0400 酸性 <input type="checkbox"/> 0500 酸アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 青アルカリ <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 有機性ガラス <input type="checkbox"/> 1400 試験 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 高温のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 PCB等 <input type="checkbox"/> 2100 塩アルカリ <input type="checkbox"/> 2200 毒性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2300 遺伝性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2400 効能未定物 <input type="checkbox"/> 2500 動植物死骸 <input type="checkbox"/> 2600 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2700 試験		数量(及び単位) 1トン	容器 ドラム缶																
				産業廃棄物の名前 食品汚泥	有害物質等 処分方法 たい肥化																
				保管・返却権																	
中間処理 産業廃棄物 名称／所在地／電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり																					
最終処分の場所 名称／所在地／電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり																					
⑤ 事業場受託者 氏名又は名称 (株)○○運送 住所 〒 △△△-△△△△ 電話番号 △△△-△△△-△△△△ ⑦ ○○県□□市□□町△-△		⑥ 名称 ○○処理センター○○処理場 所在地 〒 △△△-△△△△ 電話番号 03-△△△-△△△△ ⑧ □□県□□市□□町△-△																			
⑨ 処分受託者 氏名又は名称 (有)○○処理センター 住所 〒 △△△-△△△△ 電話番号 △△△-△△△-△△△△ ⑨ □□県○○市○○町△-△																					
運搬担当者 氏名 田中 次郎 受領印 交付年月日 平成 年 月 日 数量(及び単位)																					
処分担当者 氏名 受領印 処分年月日 平成 年 月 日 最終処分年月日 平成 年 月 日																					
最終処分を行った場所 (直欄用) 発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会																					
(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) B2票 平成 △年△月△日 D 票 平成 △年△月△日 E 票 平成 △年△月△日																					

- ①交付年月日：交付した年月日を記入します。
- ②交付担当者：交付した担当者が署名・捺印をします。
- ③事業者：排出事業者の名称、住所、電話番号を記入します。
- ④事業場：実際に産業廃棄物を出す場所の名称、所在地、電話番号を記入します。
- ⑤産業廃棄物：該当する種類に✓マークを入れ、名称、数量などを記入します。
- ⑥最終処分の場所：「委託契約書記載のとおり」に✓するか最終処分場の名称等を記入します。
- ⑦運搬受託者：産業廃棄物を運搬する業者の名称、住所、電話番号を記入します。
- ⑧運搬先の事業場：産業廃棄物が搬入される処分業者の名称等を記入します。
- ⑨処分受託者：産業廃棄物を処分する業者の名称、住所、電話番号を記入します。

南魚沼市処理施設のご案内



— ごみ処理施設への搬入車両（事業者）は進入禁止
← 矢印の搬入・搬出路を通行してください

施設への受入時間 (可燃・不燃共通)	月曜日～土曜日	9時～12時・13時～17時
	日曜日・祝日	9時～12時

※1月1日～3日は施設の休業日です。

【可燃ごみ処理施設】

- もえるごみ
- 可燃性粗大ごみ



【不燃ごみ処理施設】

- 不燃ごみ（缶、びん、その他不燃）
- 容器包装（ペットボトル、発泡スチロール）
- 不燃性粗大ごみ
- 古紙類

